

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

平成27年11月25日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500162 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500070 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 17 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

私は、A 社から平成 15 年 12 月 25 日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

B 銀行 C 支店 (請求期間当時は、D 支店) から提出された請求者の給与振込口座の取引明細表により、請求者は、平成 15 年 12 月 25 日に A 社から 13 万 7,546 円が入金されていることが確認できる。ほかに同年 12 月 10 日に同社から給与が入金されていることが確認できることから、同年 12 月 25 日の入金賞与であることが推認できる。

また、上記入金額から試算したところ、請求者は、請求期間において 17 万円の賞与を支給され、17 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (1 万 1,543 円) を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所 (当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500177 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500071 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 14 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

私は、A 社から平成 15 年 12 月 25 日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が所持する給与振込口座の取引明細表により、請求者は、平成 15 年 12 月 25 日に A 社から 12 万 842 円が入金されていることが確認できるところ、ほかに同月 10 日に同社から給与が入金されていることが確認できることから、同年 12 月 25 日の入金は賞与であることが推認できる。

また、上記入金額から試算したところ、請求者は、請求期間において 14 万 8,500 円の賞与を支給され、14 万 8,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (1 万 49 円) を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所 (当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500190 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500072 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 26 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

私は、A 社から平成 15 年 12 月 25 日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が所持する給与振込口座の貯金通帳により、請求者は、平成 15 年 12 月 25 日に A 社から 21 万 7,467 円が入金されていることが確認できるところ、毎月 10 日に同社から給与が入金されていることが確認できることから、同年 12 月 25 日の入金は賞与であることが推認できる。

また、上記入金額から試算したところ、請求者は、請求期間において 26 万 3,000 円の賞与を支給され、26 万 3,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (1 万 7,858 円) を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所 (当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500163 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500073 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 16 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

私は、A 社から平成 15 年 12 月に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、平成 15 年に A 社から 16 万 2,500 円の賞与を支給され、16 万 2,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、元同僚が所持する賞与明細書及び給与振込口座の預金通帳により、平成 15 年 12 月 25 日に賞与を支給されていたことが確認できることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の支給日については、同日であると認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所 (当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。